

広島県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

金丸府中線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市新市町大字常一七九九番一地从先から 福山市新市町大字常一八二四番一地从先まで	新	旧	三・六〇〇 七・一〇〇	五二二・〇〇〇	
	新	旧	三・六〇〇 七・一〇〇	五二二・〇〇〇	
福山市新市町大字常一七九九番一地从先から 福山市新市町大字常一八二四番一地从先まで	新	旧	三・六〇〇 七・一〇〇	五二二・〇〇〇	
	新	旧	三・六〇〇 七・一〇〇	五二二・〇〇〇	
福山市新市町大字常一七五六番一地从先から 福山市新市町大字常一八二四番一地从先まで	新	旧	一・一三〇〇 二・三・六〇〇	二六〇・六〇〇	ダブルウェイ
	新	旧	一・一三〇〇 二・三・六〇〇	二六〇・六〇〇	ダブルウェイ
福山市新市町大字常一八二四番一地从先から 福山市新市町大字常二〇六三番一地从先まで	新	旧	二・二・四〇〇 一・五・二〇〇	二四四・〇〇〇	拡幅
	新	旧	二・二・四〇〇 一・五・二〇〇	二四四・〇〇〇	拡幅
福山市新市町大字常二〇六三番一地从先から 福山市新市町大字常二二二一番一地从先まで	新	旧	三・八〇〇 一・六・〇〇〇	三〇三・〇〇〇	
	新	旧	三・八〇〇 一・六・〇〇〇	三〇三・〇〇〇	ダブルウェイ
福山市新市町大字常二二二一番一地从先から 福山市新市町大字常二二二二番一地从先まで	新	旧	一・〇・八〇〇 五・六・一〇〇	二三五・〇〇〇	拡幅
	新	旧	一・〇・八〇〇 五・六・一〇〇	二三五・〇〇〇	拡幅